

審査基準

基準の名称	営業者の地位の承継（法人の合併又は分割）の承認基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
旅館業法	第3条の3第1項	営業者の地位の承継の承認 （法人の合併又は分割）
基準の内容		
<p>旅館業法</p> <p>第三条の三 営業者たる法人の合併の場合（営業者たる法人と営業者でない法人が合併して営業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該旅館業を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該旅館業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。</p> <p>2 第三条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該旅館業を承継する法人」と読み替えるものとする。</p> <p>旅館業法施行規則</p> <p>第二条 法第三条の三第一項の規定により承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名</p> <p>二 合併又は分割の予定年月日</p> <p>三 営業施設の名称及び所在地</p> <p>四 法第三条第二項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容</p> <p>2 前項の申請書には、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写しを添付しなければならない。</p> <p>旅館業法施行細則</p> <p>（合併又は分割に係る承認申請書）</p> <p>第三条 省令第二条第一項の申請書は、様式第二号によるものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、省令第二条第二項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の業務を行う役員の名簿</p> <p>二 第二条第二項第一号に掲げる図面</p>		